

改 正 後	改 正 前
<p>第三十二条の四 使用者は、当該事業場に、労働者の過半数で組織する労働組合がある場合においては、その労働組合、労働者の過半数で組織する労働組合がない場合においては労働者の過半数を代表する者との書面による協定により、次に掲げる事項を定めたときは、第三十二条の規定にかかわらず、その協定で第二号の対象期間として定められた期間を平均し一週間当たりの労働時間が四十時間を超えない範囲内において、当該協定（次項の規定による定めをした場合においては、その定めを含む。）で定めるところにより、特定された週において同条第一項の労働時間又は特定された日において同条第二項の労働時間を超えて、労働させることができる。</p> <p>一 この条の規定による労働時間により労働させることができることとされる労働者（次号の対象期間の初日に使用している労働者であつて、その使用期間が当該対象期間の末日の前日まで満了しないものに限る。）の範囲</p> <p>二 対象期間（その期間を平均し一週間当たりの労働時間が四十時間を超えない範囲内において労働させる期間をいい、一年以内の期間に限るものとする。以下この条において同じ。）</p> <p>三 対象期間における労働日及び当該労働日ごとの労働時間（対象期間を三箇月以上の期間ごとに区分することとした場合においては、当該対象期間における労働日並びに当該区分による各期間のうち当該対象期間の初日の属する期間（以下この条において「最初の期間」という。）における労働日ごとの労働時間及び当該最初の期間を除く各期間における総労働時間）</p> <p>四 その他命令で定める事項</p>	<p>第三十二条の四 使用者は、当該事業場に、労働者の過半数で組織する労働組合がある場合においては、その労働組合、労働者の過半数で組織する労働組合がない場合においては労働者の過半数を代表する者との書面による協定により、三箇月以内の一定の期間を平均し一週間当たりの労働時間が四十時間を超えない定めをしたときは、第三十二条の規定にかかわらず、その定めにより、特定された週において同条第一項の労働時間又は特定された日において同条第二項の労働時間を超えて、労働させることができる。</p> <p>（新設）</p> <p>（新設）</p> <p>（新設）</p> <p>（新設）</p>

② 使用者は、前項の協定で同項第三号の区分をし当該区分による

各期間のうち最初の期間を除く各期間における総労働時間を定めたときは、当該各期間の初日の少なくとも三十日前に、当該事業場に、労働者の過半数で組織する労働組合がある場合においてはその労働組合、労働者の過半数で組織する労働組合がない場合においては労働者の過半数を代表する者の同意を得て、命令で定めるところにより、当該総労働時間を超えない範囲内において当該各期間における労働日ごとの労働時間を定めなければならない。

③ 労働大臣は、中央労働基準審議会の意見を聴いて、命令で対象期間における一日及び一週間の労働時間の限度並びに連続して労働させる日数の限度を定めることができる。

④ (略)

第三十二条の五 (略)

② (略)

③ 前条第四項の規定は、第一項の協定について準用する。

(時間外、休日及び深夜の割増賃金)

第三十七条 使用者が、第三十三条又は前条の規定により労働時間を延長し、又は休日に労働させた場合においては、その時間又はその日の労働については、通常の労働時間又は労働日の賃金の計算額の二割五分以上五割以下の範囲内でそれぞれ命令で定める率以上の率で計算した割増賃金を支払わなければならない。

② 前項の命令は、労働者の福祉、時間外又は休日の労働の動向その他の事情を考慮して定めるものとする。

③ 使用者が、午後十時から午前五時まで(労働大臣が必要であると認める場合においては、その定める地域又は期間については午後十一時から午前六時まで)の間において労働させた場合において

(新設)

② 労働大臣は、中央労働基準審議会の意見を聴いて、命令で前項の協定で定める一日及び一週間の労働時間の限度並びに連続して労働させる日数の限度を定めることができる。

③ (略)

第三十二条の五 (略)

② (略)

③ 前条第三項の規定は、第一項の協定について準用する。

(時間外、休日及び深夜の割増賃金)

第三十七条 使用者が、第三十三条若しくは前条の規定によつて労働時間を延長し、若しくは休日に労働させた場合又は午後十時から午前五時(労働に関する主務大臣が必要と認める場合においては、その定める地域又は期間については午後十一時から午前六時)までの間において労働させた場合においては、その時間又はその日の労働については、通常の労働時間又は労働日の賃金の計算額の二割五分以上の率で計算した割増賃金を支払わなければならない。

(新設)

(新設)

ては、その時間の労働については、通常の労働時間の賃金の計算額の二割五分以上の率で計算した割増賃金を支払わなければならない。

- ④ 第一項及び前項の割増賃金の基礎となる賃金には、家族手当、通勤手当その他命令で定める賃金は算入しない。

第三十八条の二 (略)

②・③ (略)

- ④ 使用者が、当該事業場に、労働者の過半数で組織する労働組合があるときはその労働組合、労働者の過半数で組織する労働組合がないときは労働者の過半数を代表する者との書面による協定により、業務の性質上その遂行の方法を大幅に当該業務に従事する労働者の裁量にゆだねる必要があるため当該業務の遂行の手段及び時間配分の決定等に関し具体的な指示をすることが困難なものであるとして命令で定める業務のうちから労働者に就かせることとする業務を定めるとともに、当該業務の遂行の手段及び時間配分の決定等に関し当該業務に従事する労働者に対し具体的な指示をしないこととする旨及びその労働時間の算定については当該協定で定めるところによることとする旨を定めた場合において、労働者を当該業務に就かせたときは、当該労働者は、命令で定めるところにより、その協定で定める時間労働したものとみなす。

⑤ (略)

(年次有給休暇)

第三十九条 使用者は、その雇入れの日から起算して六箇月間継続勤務し全労働日の八割以上出勤した労働者に対して、継続し、又は分割した十労働日の有給休暇を与えなければならない。

- ② 使用者は、一年六箇月以上継続勤務した労働者に対しては、六箇月を超えて継続勤務する日から起算した継続勤務年数一年(当該労働者が全労働日の八割以上出勤した一年に限る。)ごとに、前項の日数に一労働日を加算した有給休暇を与えなければならない。

- ② 前項の割増賃金の基礎となる賃金には、家族手当、通勤手当その他命令で定める賃金は算入しない。

第三十八条の二 (略)

②・③ (略)

- ④ 使用者が、当該事業場に、労働者の過半数で組織する労働組合があるときはその労働組合、労働者の過半数で組織する労働組合がないときは労働者の過半数を代表する者との書面による協定により、研究開発の業務その他の業務(当該業務の性質上その遂行の方法を大幅に当該業務に従事する労働者の裁量にゆだねる必要があるため、当該業務の遂行の手段及び時間配分の決定等に関し具体的な指示をしないこととするものとして当該協定で定める業務に限る。)に従事する労働者の労働時間の算定については当該協定で定めるところによることとする旨を定めた場合において、労働者を当該業務に就かせたときは、当該労働者は、命令で定めるところにより、その協定で定める時間労働したものとみなす。

⑤ (略)

(年次有給休暇)

第三十九条 使用者は、一年間継続勤務し全労働日の八割以上出勤した労働者に対して、継続し、又は分割した十労働日の有給休暇を与えなければならない。

- ② 使用者は、二年以上継続勤務した労働者に対しては、一年を超える継続勤務年数一年ごとに、前項の日数に一労働日を加算した有給休暇を与えなければならない。ただし、総日数が二十日を超える場合においては、その超える日数については有給休暇を与え

い。ただし、総日数が二十日を超える場合においては、その超える日数については有給休暇を与えることを要しない。

③～⑥ (略)

⑦ 労働者が業務上負傷し、又は疾病にかかり療養のために休業した期間及び育児休業等に関する法律第二条第一項に規定する育児休業をした期間並びに産前産後の女子が第六十五条の規定によつて休業した期間は、第一項及び第二項の規定の適用については、これを出勤したものとみなす。

(適用の除外)

第四十一条 この章、第六章及び第六章の二で定める労働時間、休憩及び休日に関する規定は、次の各号の一に該当する労働者については適用しない。

一 第八条第六号(林業を除く。)又は第七号の事業に従事する者

二・三 (略)

(労働時間及び休日)

第六十条 (略)

② (略)

③ 使用者は、第三十二条の規定にかかわらず、満十五才以上で満十八才に満たない者については、次の各号に定めるところにより、労働させることができる。

一 (略)

二 一週間について四十八時間以下の範囲内で命令で定める時間、一日について八時間を超えない範囲内において、第三十二条の二又は第三十二条の四の規定の例により労働させること。

(報告等)

第百四条の二 行政官庁は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、命令で定めるところにより、使用者又は労働者に

ることを要しない。

③～⑥ (略)

⑦ 労働者が業務上負傷し、又は疾病にかかり療養のために休業した期間及び産前産後の女子が第六十五条の規定によつて休業した期間は、第一項の規定の適用については、これを出勤したものとみなす。

(適用の除外)

第四十一条 この章、第六章及び第六章の二で定める労働時間、休憩及び休日に関する規定は、次の各号の一に該当する労働者については適用しない。

一 第八条第六号又は第七号の事業に従事する者

二・三 (略)

(労働時間及び休日)

第六十条 (略)

② (略)

③ 使用者は、第三十二条の規定にかかわらず、満十五才以上で満十八才に満たない者については、次の各号に定めるところにより、労働させることができる。

一 (略)

二 一週間について四十八時間、一日について八時間を超えない範囲内において、第三十二条の二の規定の例により労働させること。

(新設)

対し、必要な事項を報告させ、又は出頭を命ずることができる。

② 労働基準監督官は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、使用者又は労働者に対し、必要な事項を報告させ、又は出頭を命ずることができる。

第一百十条 削除

第一百七十七条 第五条の規定に違反した者は、これを一年以上十年以下の懲役又は二十万円以上三百万円以下の罰金に処する。

第一百十八条 第六条、第五十六条、第六十三条又は第六十四条の規定に違反した者は、これを一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

② (略)

第一百十九条 次の各号の一に該当する者は、これを六箇月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

一 四 (略)

第一百二十条 次の各号の一に該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一 第十四条、第十五条第一項若しくは第三項、第十八条第七項、第二十二條第一項若しくは第二項、第二十三條から第二十七条まで、第三十二條の四第四項(第三十二條の五第三項において準用する場合を含む。)、第三十二條の五第二項、第三十三條第一項ただし書、第三十八條の二第三項(同条第五項において準用する場合を含む。)、第五十七條から第五十九條まで、第六十四條、第六十八條、第八十九條、第九十條第一項、第九

(報告の義務)

第一百十条 使用者又は労働者は、この法律の施行に關して、行政官庁又は労働基準監督官から要求のあつた場合においては、遅滞なく必要な事項について報告し、又は出頭しなければならない。

第一百七十七条 第五条の規定に違反した者は、これを一年以上十年以下の懲役又は五万円以上百万円以下の罰金に処する。

第一百十八条 第六条、第五十六条、第六十三条又は第六十四条の規定に違反した者は、これを一年以下の懲役又は二十万円以下の罰金に処する。

② (略)

第一百十九条 次の各号の一に該当する者は、これを六箇月以下の懲役又は十万円以下の罰金に処する。

一 四 (略)

第一百二十条 次の各号の一に該当する者は、十万円以下の罰金に処する。

一 第十四条、第十五条第一項若しくは第三項、第十八条第七項、第二十二條第一項若しくは第二項、第二十三條から第二十七条まで、第三十二條の四第三項(第三十二條の五第三項において準用する場合を含む。)、第三十二條の五第二項、第三十三條第一項ただし書、第三十八條の二第三項(同条第五項において準用する場合を含む。)、第五十七條から第五十九條まで、第六十四條、第六十八條、第八十九條、第九十條第一項、第九

十一條、第九十五條第一項若しくは第二項、第九十六條の二第一項、第五條（第五條の二第三項において準用する場合を含む。）又は第六六條から第六九條までの規定に違反した者

二（四）（略）

五 第六四條の二の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は出頭しなかつた者

第六三十一條 命令で定める規模以下の事業又は命令で定める業種の事業に係る第六三十二條第一項（第六十條第二項の規定により読み替えて適用する場合を除く。）の規定の適用については、平成九年三月三十一日までの間は、第六三十二條第一項中「四十時間」とあるのは、「四十時間を超え四十四時間以下の範囲内において命令で定める時間」とする。

② 前項の規定により読み替えて適用する第六三十二條第一項の命令は、労働者の福祉、労働時間の動向その他の事情を考慮して定めるものとする。

③・④（略）

第六三十二條 前條第一項の規定が適用される間における同項に規定する事業に係る第六三十二條の四第一項の規定の適用については、同項各号列記以外の部分中「次に掲げる事項を定めたときは、第六三十二條の規定にかかわらず、その協定で」とあるのは「次に掲げる事項及び」と、「労働時間が四十時間」とあるのは「労働時間を四十時間（命令で定める規模以下の事業にあつては、四十時間を超え四十二時間以下の範囲内において命令で定める時間）以内とし、当該時間を超えて労働させたときはその超えた時間（第三十七條第一項の規定の適用を受ける時間を除く。）の労働について同條の規定の例により割増賃金を支払う定めをしたときは

十一條、第九十五條第一項若しくは第二項、第九十六條の二第一項、第五條（第五條の二第三項において準用する場合を含む。）又は第六六條から第六九條までの規定に違反した者

二（四）（略）

五 第六十條の規定による行政官庁又は労働基準監督官の要求のあつた場合において、報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は出頭しなかつた者

第六三十一條 第六三十二條第一項（第六十條第二項の規定により読み替えて適用する場合を除く。）の規定の適用については、当分の間、第六三十二條第一項中「四十時間」とあるのは、「四十時間を超え四十八時間未満の範囲内において命令で定める時間」とする。

② 前項の規定により読み替えて適用する第六三十二條第一項の命令は、週四十時間労働制に可及的速やかに移行するため、労働者の福祉、労働時間の動向その他の事情を考慮し、当該命令で定める時間が段階的に短縮されるように制定され、及び改正されるものとする。

③・④（略）

第六三十二條 前條第一項の規定が適用される間における第六三十二條の四第一項の規定の適用については、同項中「労働時間が四十時間を超えない定め」とあるのは「労働時間を四十時間（命令で定める規模以下の事業にあつては、四十時間を超え第六三十二條第一項の労働時間に相当する時間未満の範囲内において命令で定める時間）以内とし、当該時間を超えて労働させたときはその超えた時間（第三十七條の規定の適用を受ける時間を除く。）の労働について同條の規定の例により割増賃金を支払う定め」と、「その定めにより」とあるのは「当該期間を平均し一週間当たりの労働時間が同條第一項の労働時間を超えない範囲内において、その

、第三十二条の規定にかかわらず、当該期間を平均し一週間当たりの労働時間が同条第一項の労働時間」と、「労働させることができる」とあるのは「労働させることができる。この場合において、使用者は、当該期間を平均し一週間当たり四十時間（前段の命令で定める規模以下の事業にあつては、前段の命令で定める時間）を超えて労働させたときは、その超えた時間（第三十七条第一項の規定の適用を受ける時間を除く。）の労働について、第三十七条の規定の例により割増賃金を支払わなければならない」と「同項第二号中「四十時間」とあるのは「第三十二条第一項の労働時間」とする。

② 前条第一項の規定が適用される間における同項に規定する事業に係る第三十二条の五第一項の規定の適用については、同項中「協定がある」とあるのは「協定により、一週間の労働時間を四十時間（命令で定める規模以下の事業にあつては、四十時間を超え四十二時間以下の範囲内において命令で定める時間）以内とし、当該時間を超えて労働させたときはその超えた時間（第三十七条第一項の規定の適用を受ける時間を除く。）の労働について同条の規定の例により割増賃金を支払う定めをした」と、「一日について」とあるのは「一週間について同条第一項の労働時間を超えない範囲内において、一日について」と、「労働させることができる」とあるのは「労働させることができる。この場合において、使用者は、一週間について四十時間（前段の命令で定める規模以下の事業にあつては、前段の命令で定める時間）を超えて労働させたときは、その超えた時間（第三十七条第一項の規定の適用を受ける時間を除く。）の労働について、第三十七条の規定の例により割増賃金を支払わなければならない」とする。

③ 前条第四項の規定は、前二項の規定により読み替えて適用する

定めにより」と、「同条第一項」とあるのは「同項」と、「労働させることができる」とあるのは「労働させることができる。この場合において、使用者は、当該期間を平均し一週間当たり四十時間（前段の命令で定める規模以下の事業にあつては、前段の命令で定める時間）を超えて労働させたときは、その超えた時間（第三十七条の規定の適用を受ける時間を除く。）の労働について、第三十七条の規定の例により割増賃金を支払わなければならない」とする。

② 前条第一項の規定が適用される間における第三十二条の五第一項の規定の適用については、同項中「協定がある」とあるのは「協定により、一週間の労働時間を四十時間（命令で定める規模以下の事業にあつては、四十時間を超え第三十二条第一項の労働時間に相当する時間未満の範囲内において命令で定める時間）以内とし、当該時間を超えて労働させたときはその超えた時間（第三十七条の規定の適用を受ける時間を除く。）の労働について同条の規定の例により割増賃金を支払う定めをした」と、「一日について」とあるのは「一週間について同条第一項の労働時間を超えない範囲内において、一日について」と、「労働させることができる」とあるのは「労働させることができる。この場合において、使用者は、一週間について四十時間（前段の命令で定める規模以下の事業にあつては、前段の命令で定める時間）を超えて労働させたときは、その超えた時間（第三十七条の規定の適用を受ける時間を除く。）の労働について、第三十七条の規定の例により割増賃金を支払わなければならない」とする。

③ 前条第一項の規定が適用される間における第六十条第二項の規定により読み替えて適用する第三十二条第一項の規定の適用については、同項中「四十時間」とあるのは、「四十時間を超え四十二時間以下の範囲内において命令で定める時間」とする。

④ 前条第四項の規定は、前三項の規定により読み替えて適用する

第三十二条の四第一項及び第三十二条の五第一項（第二項の規定により読み替えた部分に限る。）の命令について準用する。

第三十二条の四第一項、第三十二条の五第一項（第二項の規定により読み替えた部分に限る。）及び第六十条第二項の規定により読み替えて適用する第三十二条第一項の命令について準用する。